

令和 7 年度

檜原村教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行状況の点検・評価報告書
(令和 6 年度対象事業分)



令和 7 年 8 月

檜原村教育委員会

目 次

第 1	檜原村教育委員会の令和 6 年度教育目標及び基本方針について ・・・・・・・・・・	1
第 2	檜原村教育委員会の基本方針に基づく「7 の取組の方向」 及び基本施策について	3
第 3	評価の結果の判定基準表について	12
第 4	檜原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の 点検・評価について	12
第 5	檜原村教育委員会の令和 6 年度の活動状況について	30

第1 檜原村教育委員会の令和6年度教育目標及び基本方針について

檜原村教育委員会は、令和6年度に実施する教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するために4つの「基本方針」を策定した。

1 檜原村教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、我が国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成を期して、行われなければならない。

同時に教育は、社会の変化に対応して絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、将来の予測が困難な時代の到来、地球規模の環境問題、少子化や超高齢社会の到来など、多様な困難や課題へ主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が重要になっている。その為、本村では、「新しい価値観の創造」「生涯を見通した基礎教育」「全ての人々が豊かに生きる教育支援」を基本理念として掲げた。

檜原村教育委員会は、このような考え方に立ち、「檜原村教育大綱」に基づいた、「心豊かな村民を育む村づくり」の実現に向けて、以下の「教育目標」を設定し、東京都教育委員会と連携して、教育行政を推進する。

檜原村教育委員会は、学校教育及び社会教育を通して、檜原の郷土に根ざし、「ふるさと」を支え、ともに生きる村民の育成を目指します。そのために、豊かな人間性を養い、村の「自然と文化・歴史」を尊び、守り、大切にすることを基盤とする小学校・中学校一貫教育を推進し檜原村の郷土に根ざし、ふるさとを大切にすることを目指す。

1. 自ら学ぶ子供（知）
2. 明るく素直で、感性豊かな子供（徳）
3. 元気な体をつくる子供（体）

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる機会学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての村民が教育に参加することを目指します。

2 檜原村教育委員会の基本方針

(1) 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

(2) 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育成することが求められる。そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、郷土を愛し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(3) 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

少子高齢社会の中で総合的な教育力の向上を目指す檜原村にあって、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、住民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できることが求められる。そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(4) 「住民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

家庭・学校・地域の協働とすべての住民の教育参加を進め、住民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。そのために、他地区教育委員会と緊密な連携・協力するとともに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進め、住民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

第2 檜原村教育委員会の基本方針に基づく「7の取組の方向」及び基本施策について

4つの「基本方針」に基づき、6の取組の方向、19の基本施策を実施した。

■取組の方向1 明るく素直で、感性豊かな檜原の子供（徳）

【基本施策1】人権教育の推進

(1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東京都教育委員会人権教育プログラム（学校教育編）」などに基づき、人権教育を推進する。

① 東京都人権施策推進指針に示された様々な、人権課題に学校教育を通じて人権教育を進めていく。相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ、義務を確実に果たし、人への思いやりが実際の活動につながるよう、偏見や差別の解消を図るための教育を推進する。そのために、学校は、西多摩郡人権教育推進委員会における研究授業を実施し、これを広く教職員へ公開する。

② 教育基本法が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育目標を実現するため、男女平等教育を適正に実施できるよう、指導内容や指導方法などについて学校全体で共通理解を図り、改善・充実を図る。

そのためにも、「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に気付いて言動等を見直していくなど、日常の教育活動や学校運営等から男女平等参画の視点をもって、取組を推進する。

(2) 子供たちが、『自分』を他者との関わり合いを通してかけがいのない存在、価値ある存在として捉えられるよう、自尊感情の形成に関わる取組を行う。また、自己のよさや可能性を見出し、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする自己肯定感を高めるための教育を推進する。

【基本施策2】心の教育の推進

(1) 社会の責任ある一員として、子供たちに対する最善の利益の実現と檜原村に根ざしたウェルビーイングの向上について、教育活動全体を通じて育む。特に、地域とともにある開かれた学校教育を推進し、「道徳授業地区公開講座」などを通して、児童生徒が考え、議論し、行動しながら身に付ける道徳教育の一層の充実を図っていく。学校・家庭・地域が一体となり、子供たちの豊かな情操や道徳心を育む。

① 住民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育について共に考える「東京都教育の日」を中心にして、学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。

② 奉仕活動や体験活動を通して、児童生徒に、他人への共感、社会の一員としての自覚、社会に役立つ喜びなどを学ばせるための施策を推進する。

③ 生徒指導の実践に当たっては、課題対応だけでなく、全ての児童生徒が自発的・自主的に、自らを成長させていくことを尊重し、学校は、いかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを行う。

- (2) 子供たちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。
- ① 檜原村の森林資源を活用した自然体験、文化活動などから、生命に対する畏敬の念を育み、環境の保全へ主体的に取り組もうとする態度を養う。子供たちと地域社会が触れ合うことで、豊かな人間性を身に付けるための施策を推進する。
- ② 新たな感染症等との共生が求められる現在の社会状況において、子供たちの豊かな心を育む道德教育の重要性が増している。そのため、社会の状況と照らし合わせて柔軟に対応しながら、心の教育の充実を図っていく。

【基本施策3】健全育成の充実

- (1) いじめはどの学校にも起こりえるという認識の下、「檜原村立学校いじめ防止基本方針」（令和4年9月21日改定）に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の対策や、児童生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら、「チーム学校」として着実に推進する。また、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を通して、健全育成の充実を図る。
- (2) スクールカウンセラー、臨床心理士などの活用を図りながら義務教育9年間の継続的な相談活動を通して、学校における相談機能の充実を図るとともに、檜原村教育相談室などの関係機関との連携を推進する。また、地域の実情に応じた形で、教育支援センター的機能を推進し、檜原村教育相談室の機能強化も図っていく。児童生徒のいじめや不登校、問題行動など、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいた役割分担をしていくことで、多様な課題に対応していく。
- (3) 自殺総合対策大綱を受けて、学校における自殺対策に資する教育として、「命の大切さを実感できる教育」「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）」など、児童生徒の自殺を予防する取組として、心の健康の保持に係る教育を推進する。
- (4) インターネット、SNSなどを幅広く活用することは、今の社会に求められていることである。児童生徒が安心して利用できるようにするためにも、学校は地域や家庭と連携し、インターネット上の有害情報や危険性への対応、利用に対する「ルールづくり」など、日々の生活習慣を見直す取組について、保護者会や個人面談などを通して、啓発活動を推進する。
- (5) 誰もが安心できる教育現場を実現することは、学校教育に関わる全ての人たちの願いである。そのためにも、学校・警察において連絡窓口となる職員の指定を徹底することや、警察署のスクール・サポーターなどの関係機関と連携した「セーフティ教

室」を中心に、学校・教育委員会と警察などの関係機関との連携・協力を推進し、児童生徒の健全育成の充実を図る。

- (6) 社会の中で自分らしく生きることができるよう、自発的・主体的に成長や発達する課程を整えることが大切である。その過程は決して体罰などでなく、気付きを与え、自己指導力を育むことが重要だ。そのためにも、教育委員会や学校は、研修や相談体制の整備などを通して、不適切な指導を防止していく。
- (7) 生命の尊さを学び、生命を大切にする考えや、一人一人を大切にする態度を養う。特に、生命(いのち)を大切にし、子供たちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校における「生命(いのち)の安全教育」を推進する。また、教育委員会や学校でも研修や相談体制の整備を促進する。

【基本施策4】郷土や日本の伝統・文化及び国際理解教育の推進

- (1) 檜原村に関する「ふるさと檜原学習」及び郷土芸能や日本の伝統や文化について学ぶ機会の充実を図ることで、日本人としての誇りや存在意義を感じ、それらを継承・発展させていく。そのために、公開授業を通して、村内各地域と連携し、郷土芸能鑑賞教室などを行い、広く発信していく。また、異なる文化との相互理解を促進するための教育も推進する。
- (2) デジタル教科書をはじめとするICTを活用した授業の実施を中心に、東京都の施策である「外国語に触れる機会の創出」事業やスピーキングテストの活用、「中学生海外派遣事業」に伴うオーストラリアの学校との交流、TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG)での体験などを通して、英語に触れる機会を設定し、豊かな国際感覚の醸成とともに、日本の伝統・文化について深く学び、発信する力を養う。

【基本施策5】体験活動の推進

- (1) 異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動、職場体験活動、文化・芸術体験活動など、学校内外における学習の充実に努める。特に、社会教育と連携を行い、利島サマースクールや中学生海外派遣事業、子ども国際交流音楽祭などを推進する。また、学校も施策の趣旨を理解した上で、協力を行う。
- (2) 芸術・文化活動を通して、豊かな個性や創造力を発揮し、互いに交流できる機会を充実することによって、子供たちの芸術的感性を高め、豊かな情操を育む教育を推進する。
- (3) 共生社会の実現などに向けて、家庭や地域などと連携を図りながら、東京オリンピック・パラリンピック大会後も長く続けていく教育活動として、「学校2020レガシー」を浸透させていく。そのために、東京都の施策である「笑顔と学びの体験活動プロジ

ェクト」などを積極的に活用し、児童生徒の実態、地域性を鑑みながら、学校の特色となるよう取組を推進する。

【基本施策6】キャリア教育の推進

- (1) 子供たちの勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むための「中学生の職場体験」における就業体験などを支援するとともに、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する過程を促す教育の充実を図る。
- (2) 学習指導要領に基づき、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。また、「キャリア・パスポート」を活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通して振り返ることで、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する。

■取組の方向2 自ら学ぶ檜原の子供（知）

【基本施策7】確かな学力の育成

- (1) 学習指導要領に基づき、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒に生きる力を育むことを目指す。また、「主体的・対話的で深い学び」を通して、誰一人取り残さず、全ての子供たちの可能性が引き出されるよう、授業改善に取り組んでいくことで、「確かな学力」を育成する。
 - ① 各学校段階を通じて、確かな学力、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を推進する。そのためにも、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。
 - ② 児童生徒の学力向上を図るため、小・中学校においては、カリキュラム・マネジメントを確立させ、週ごとの指導計画の作成・点検をするとともに、全国学力・学習状況調査、檜原村学力調査などを活用し、その結果に基づいた「授業改善推進プラン」を作成する。また、授業改善推進プランの活用を学校経営方針や自己申告等、様々な教育活動へつないでいき、反映させていくことで、教育的効果を高めていく。
 - ③ 小学生を対象とした「小学生放課後学習教室」事業を推進して、学校の教育活動外における児童の学習支援体制の充実を推進し、学力の定着を図っていく。また、学校も本事業の趣旨を理解した上で、協力を行う。
- (2) 各学校が「総合的な学習の時間」の目標と関連を図りながら設定した学校教育目標の達成に向けた取組について、その支援を行うことで、「特色ある学校」の更なる充実を推進していく。

【基本施策 8】言語能力、情報活用能力、問題解決能力の育成

- (1) 全国学力・学習状況調査や檜原村学力調査の結果から、国語科を要としつつ、書く力や言語能力を支える語彙の段階的な獲得を含め、指導方法などの研究開発を教科横断的に行う。特に、振り返り活動へ重点を置き、小中の共通実践を通して、書く力を高められるようにしていく。授業改善推進プランの下、児童生徒一人一人の発達段階に応じた言語能力の育成を推進する。
- (2) 子供の学びのD X (デジタル トランスフォーメーション)を実現するために、全ての学校が端末活用の試行錯誤から、日常化のフェーズへ移行していく。その中で、情報技術を活用した、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を育成し、児童生徒が主体的に参画できるよう推進する。

■取組の方向 3 元気な体をつくる檜原の子供（体）

【基本施策 9】健康・体力づくりの推進

- (1) 個性を発揮し、創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康を保持増進する資質や能力を育む。そして、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインできるようにしていく。そのためにも、教育活動において、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る。
- (2) 子供たちの総合的な健康づくりを推進するため、檜原村診療所及び保健師などによる学校健康活動の支援の充実及び栄養士による食育に関する活動や家庭への啓発を行う。また、檜原学園保健委員会を一層充実させ、生活リズムを整えることの重要性を共有することで、子供たちの健康課題の克服を図り、自ら考え、判断し、行動できる実践力を育成するための教育活動の充実を図る。
- (3) 児童生徒の体力向上のために、東京型体力向上モデルの下、子供の個性と成長に合わせて意欲を引き出し、主体的に学び続ける力を育み、I C Tを活用した一人一人の力を最大限に伸ばす教育を推進する。そして、体育授業における運動時間の確保をはじめ、休み時間や運動部活動への積極的な参加など、学校教育全体を通して、体力の維持・増進の充実を図る。なお、運動部活動に関しては、「檜原村教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」に基づき、地域の実態に合った形で実施されるよう支援を行う。
- (4) 子供たちの個性・能力の伸長を図るとともに、外部人材の活用やスポーツ関係団体などと連携しながら、子供たちが生涯にわたってスポーツなどに親しむ「豊かなスポーツライフを実現する力」を育成するための取組を推進する。

【基本施策10】安全教育の充実及び安全管理の徹底

- (1) 児童生徒が安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力・判断力を高めることで、安全について適切な意思決定ができるようにする学習（安全学習）と、安全の保持・増進に関するより実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を目指す指導（安全指導）を行う。これらを一体的に捉えながら、地域の実情にあった「安全教育」の充実を図っていく。
- (2) 事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活などにおける行動の危険を早期に発見し、それらの危険を除去する体制を確立しながら、児童生徒の安全の確保を図るために、「安全管理」の充実を図っていく。

■取組の方向 4 義務教育期間を通した教育の推進

【基本施策11】小中一貫教育の推進

- (1) 檜原村小中一貫教育推進委員会が策定した「檜原村立小中学校一貫教育基本計画第三期計画」に基づき、義務教育9年間を見通した教育方針や育成する児童生徒像を小・中学校で共有し、計画的・継続的な指導を行いながら、「ふるさと檜原学習」をはじめとした、地域の特色を生かした小中一貫教育を推進する。
- (2) 義務教育9年間のカリキュラムの編成と実施を推進するとともに、小・中学校合同の研修会の実施及び小・中学校合同の研究授業や小学校高学年を中心とした指導交流の拡充を通して、確かな学力の定着に向けた指導計画及び教材の工夫・開発を推進する。
- (3) 子供たちに対する一貫性のある指導を行うため、保育園から中学校までの系統性・継続性を重視した教育を推進する。特に、小学校への円滑な接続を図るために、保育園・小学校が連携した就学前教育（スタート・カリキュラム）の在り方を改善する取組を進める。
- (4) 檜原村の郷土に根ざし、ふるさとを大切にする子供を育成するには、「人間関係を構築し、協働して課題を解決するする体験」を数多く用意する必要がある。そのため、本村では総合的な学習の時間を核として実践する。探究的な見方・考え方を働かせ、教科横断的・総合的な学習の時間を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を推進する。また、その活動の成果は、「檜原学園の教育」にまとめ、教育委員会への報告ならびに提出を行う。

■取組の方向 5 教職員研修及び教育環境の充実

【基本施策12】教職員の資質・能力の向上

- (1) 多様化する教育課題に組織的に対応するため、東京都教職員研修センターや東京都多摩教育事務所などが主催する研修会への参加を通して、学校における教育活動の充実を図る。
- (2) 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標の下、東京都公立学校及び檜原村公立学校の教員として必要な能力の育成を図るため、教職経験に応じた、幅広い知見、使命感や実践的指導力などを向上させる。そのため、学校は、自己申告等を通して児童生徒に対する指導技術や組織的に課題を解決する能力が向上するよう教職員に対して指導を行い、必要な研修を提示する。
- (3) 「檜原村立学校における働き方改革推進プラン」（令和元年6月1日 檜原村教育委員会策定）に基づき、スクール・サポート・スタッフの導入をはじめとし、学校を支える人員体制の確保を行うなど、教員の負担を軽減し、教育の質の向上を図っていく。
- (4) 村民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、校長の人事構想に基づく教員人事及び学校の組織的な課題対応力向上のための取組により、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、職層研修などにおいて、O J T（職場研修）に関する講話や演習を実施し、学校におけるO J Tを推進する。
- (5) 情報活用能力育成のために、I C Tの活用や充実に向けた研修、情報活用能力調査の分析や公表など、総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。特に、情報科主任を中心とした研修を各校で行い、年間計画に反映する。必要があれば、教育委員会も研修の支援を行う。

【基本施策13】特別支援教育の推進

- (1) 障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法などに基づき、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごせるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向けた取組を一層進める。
 - ① 学校は、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、学期ごとに特別な支援を必要とする児童生徒の情報を整理して、教育委員会へ報告する。また、教育委員会は、その情報を関係機関と共有し、組織的な支援ができるようにする。
 - ② 学校は、最新の知見を踏まえた障害や特別支援教育に係る理解を深めるための研修を、全ての教職員に対して確実に行う。

- (2) 発達障害を含めた障害のある児童生徒の特別な教育ニーズに対応するため、特別支援学級及び特別支援教室を中心に、特別支援教育を円滑に進めるために必要な体制を整備するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の副籍制度の円滑な接続に向けた取組も推進していく。
- (3) 特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、「特別支援教育推進委員会」の機能や「巡回相談」の充実に努め、檜原村における特別支援教育に関わる課題解決に向けた取組を推進していく。

【基本施策14】地域とともにある学校づくり

- (1) 地域とともにある学校の実現のため、保護者や地域住民の教育参加や地域と一体となった特色ある学校づくりを推進する。
 - ① 学校評価などを公開して、透明性のある学校経営を行うとともに、学校運営連絡協議会の意見や提言を教育活動や学校運営に積極的に反映させることで、保護者・地域住民の願いに応える学校経営を推進する。
 - ② 学校運営連絡協議会による学校関係者評価や学校経営診断、保護者・村民によるアンケート、生徒による授業評価などを活用して、学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する「マネジメント・サイクル」を推進する。
 - ③ 地域とともにある学校は、社会と共有・連携しながら教育課程を実施する「社会に開かれた教育課程」を実現し、授業や行事などの公開を進めるとともに、教育活動の情報発信に努め、保護者・地域住民への教育活動の理解の浸透を行っていく。
 - ④ 子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、学習指導要領に基づいた、校長のリーダーシップの下、教育課程の実施に必要な人的又は物的な資源を活用することで、特色ある教育をはじめとした教育課程に基づいて、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上（カリキュラム・マネジメント）を図る取組を推進する。
- (2) 小規模校に起因する学校経営上の諸制約や課題を克服し、教職員の創意を生かした教育課程の編成・実践に基づく学校評価をすることで、不断に学校改善を図る。

【基本施策15】学校施設・設備の整備

- (1) 情報社会に対応した新たな学びを実現へ向けて、「G I G Aスクール構想」の理念を推進し、学校 I C T環境を整備する。
- (2) 学校施設の計画的な修繕及び管理に努めるとともに、時代に対応した教育機器及び機材の計画的な更新、整備を推進する。

■取組の方向 6 生涯学習・文化・スポーツの振興、総合的な教育力の向上

【基本施策16】生涯学習の振興

- (1) 少子高齢化、高度情報化、国際化など社会が多様化し、急速に変化している中で、村民が生涯を通じて主体的に学び、生きがいとなるよう生涯教育の振興を図る。
- (2) 生涯学習ネットワークを構築して、村民の生涯学習を総合的に支援する。
 - ① 読書や学習の機会の拡大、住民への情報サービスの提供、学校に対する教育活動の支援など、社会教育活動を充実させるために、檜原村立図書館の機能の充実を図るとともに、広域行政圏などの図書館との連携・協力を推進する。
 - ② 芸術・伝統文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、住民の文化創造・交流の場の充実を図る。
 - ③ 学校をはじめとした教育施設は、住民の共有財産であるとの観点から、学校運営上の支障がない範囲において、学校施設・機能の開放や効果的な運営を図る。

【基本施策17】郷土の文化の保存と継承

- (1) 檜原村に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、檜原村郷土資料館などを利用するなどして文化財の公開・活用を進める。

【基本施策 18】スポーツの推進

- (1) 住民のスポーツの振興、健康、体力づくりを進めるため、スポーツ施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援や指導者の育成を推進する。

【基本施策 19】家庭、学校、地域の連携・協力の強化

- (1) 子供たちの「次代を担う力」を育むために、地域住民が主体となって、企業など様々な機関の協力を得ながら、子供の体験学習や家庭教育支援を行う仕組みをつくり、学校・家庭・地域の教育力の総合的な向上を図る。

第3 評価の結果の判定基準表について

点検の基準については、以下の通りとする。

記号	施策・事務事業の取組状況	点検・評価の判断
◎	順調である	・ 事業として大きな成果を上げた。 ・ 課題や問題もない。
○	おおむね順調である	・ 一定の成果を上げた。 ・ 大きな課題や問題がない。
△	やや不調である	・ 多少成果は上がった。 ・ 課題や問題点がある。
×	不調である	・ 成果が上がらなかった。 ・ 大きな課題がある。

第4 檜原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

1 取組の方向1「明るく素直で、感性豊かな檜原の子供の育成（徳）」

基本施策	概 要	評価の結果
①人権教育の推進	・ 研修を通して人権・生命尊重の理念を育み、教育活動のあらゆる場面と教育課程にその視点を浸透させて、組織的な推進を図った。 ・ 西多摩郡人権教育推進委員会と連携し、全ての実践授業に参加する体制を構築したことで、教職員の人権教育についての理解が深まった。また、学びを共有する還元研修を実施、成果を広く発信した。 ・ 東京都教育委員会人権教育プログラム（学校教育編）を活用し、人権感覚の醸成と障害者理解教育を推進した。	◎
②心の教育の推進	・ ウェルビーイングの向上のために、家庭や地域との連携を重視し、教育活動相互の関連を図った道徳教育を実施した。 ・ 「特別の教科 道徳」を要とした、社会貢献や思	○

	いやりの大切さについての理解を深めるため、「考え、議論する」道徳や「子供たちの自律的な成長を支援する指導」を推進した。 ・ 地域社会との連携強化を図るため、檜原学園主催による道徳授業地区公開講座を土曜日に実施した。	
③健全育成の充実	・ いじめ防止に向けた集中的な取り組みとして「ふれあい月間」を年3回実施し、その活動内容と効果を分析した。分析結果に基づき、いじめの未然防止に役立てた。 ・ スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者に対する不安や悩みの相談や教員に対する研修など、活用を推進した。 ・ 関係機関との連携を強化し、アセスメント結果に基づいた役割分担の下、いじめ・不登校等への教育的支援を推進した。 ・ 自殺対策大綱に基づき、命の大切さの実感、困難・ストレスへの対処法（SOS含む）を育む心の健康教育を推進し、児童生徒の自殺予防を図った。 ・ 命の大切さを理解させ、他者を尊重する態度の育成を図った。また、性暴力・性犯罪から子供を守る「生命の安全教育」を推進し、教育委員会・学校の研修・相談体制を促進した。 ・ 情報化社会において適切に行動するための基礎になる態度やスキルを育てる「情報モラル」教育を推進した。 ・ 生活指導主任会を中心に、スクール・サポーターとの情報共有と連携を強化し、生徒指導体制の充実を図った。	◎

④郷土や日本の伝統・文化及び国際理解教育の推進	・ 地域人材・資源を積極的に活用した総合的な学習の時間や、郷土芸能鑑賞教室の開催などを通して、児童生徒の郷土への理解と関心を深めた。 ・ 東京都教育委員会の事業を活用し、小学校において「イングリッシュ・キャラバン」を実施し、児童の外国語への関心を喚起した。 ・ 中学生海外派遣事業を通じ、オーストラリアの学校との交流を推進することで、生徒の国際感覚を育成した。 ・ T o k y o G l o b a l G a t e w a y を活用し、児童生徒の豊かな国際感覚を醸成するとともに、異文化体験活動を推進した。 ・ 「ふるさと檜原学習」を推進し、その成果を東京都のへき地・小規模校研究発表会にて広く公開した。	◎
⑤体験活動の推進	・ 多様な他者と交流し、視野を広げる機会を増やすため、集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動、職場体験活動、文化・芸術体験活動といった、学校の内外における学習活動を充実した。 ・ 社会教育と連携を図り、利島サマースクール、中学生海外派遣事業、子ども国際交流音楽祭などを、学校と社会教育が一体となって推進した。 ・ 東京都教育委員会「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を活用したオリンピックレガシーの浸透を図った。	◎
⑥キャリア教育の推進	・ 社会的・職業的自立のために必要な力を育成するためのキャリア教育を推進した。 ・ 職業人講話、上級学校講話、職場体験を実施した。 ・ 小・中学校9年間を見通した「キャリア・パスポート」の活用とキャリア教育の充実を図った。	○
総合評価	・ 人権教育においては、西多摩郡全体を視野に入れた研究活動を積極的に展開し、その成果を地域に	◎

	還元する組織的な体制が構築されている。特定の人権課題に焦点を当てた研究授業や啓発資料の作成・共有は、教職員の専門性向上と地域全体の意識啓発に大きく貢献できたと評価できる。 ・ 心の教育においては、いじめ防止に向けた具体的な教育課程への明記や、地域に開かれた道徳授業の実施など、学校・家庭・地域が連携した取り組みが進められている。「考え、議論する」道徳の実践は、児童生徒が主体的に倫理観を育む上で重要な役割を果たしている。また、いじめや不登校への対策として、早期発見・対応のための具体的な仕組みが整備され、関係機関との連携による多角的な支援体制が構築されている点も評価できる。児童生徒の安全確保に向けた教育や情報モラル教育の推進も、現代社会における重要な課題に対応する上で不可欠な取り組みである。 ・ グローバルな視点を育むための外国語教育においては、東京都の事業を活用した体験機会の創出やデジタル教科書の導入など、新たな教育手法の導入に積極的である。地域人材や資源を積極的に活用した体験活動や、オリンピックレガシーを意識したプロジェクトの実施は、児童生徒の学びを深め、豊かな感性を育む上で貴重な機会となっている。また、キャリア教育についても、小中一貫を見据えた「キャリア・パスポート」の活用により、将来への展望を持つための支援が行われていることは評価できる。	
今後の方策	・ 各校が主体的に人権課題を設定し、偏見や差別解消に向けた授業開発と実践を行う体制を維持する。その成果を共有し、教育の質向上を図るため、研究協議会を継続する。次年度は、檜原小学校における西多摩郡人権教育推進委員会の研究授業を重点的に支援することで、新たな指導方法や	

	教材の開発を促し、郡全体の人権教育のレベルアップを目指す。 ・ 地域に開かれた道徳授業地区公開講座を引き続き実施することで、教員の指導力向上と地域住民の理解促進を図り、「考え、議論する」道徳を推進する。加えて、学校を核として、家庭や地域の教育資源を活用した連携を強化し、児童生徒の社会性や倫理観、豊かな心を育むための多様な活動を展開していく。 ・ いじめや不登校といった課題に対し、関係機関と緊密に連携し、早期発見・早期対応に努める体制を強化することで、児童生徒一人一人の状況に応じた包括的な支援を行う。また、各学校のいじめ防止基本方針が教職員全体に浸透し、学校いじめ対策委員会が実効性のある対策を講じられるよう指導・支援していく。 ・ 「郷土や日本の伝統・文化及び国際理解教育の推進」では、学校の全体計画、年間指導計画において、これらの教育内容が各教科等の系統性や学びの連続性が図れるよう教育課程へ反映し、「ふるさと檜原学習」の推進に向けた支援を行う。
--	--

2 取組の方向 2 「自ら学ぶ檜原の子供の育成（知）」

基本施策	概 要	評価の結果
⑦確かな学力の育成	・ 文部科学省及び、檜原村が独自に実施する学力調査を継続的に実施し、児童生徒の学力の実態を確実に把握することで、授業の改善に繋げた。 ・ 学力調査の結果の分析に基づいた「授業改善推進プラン」を作成した。作成したプランは、学校経営方針や教員の自己申告など、様々な教育活動と連携させ、継続的に実践・評価・改善を行った。 ・ 小・中学校に配置した指導方法工夫改善加配担当教員へのヒアリングを通じて得られた成果や課	◎

	題を基に、効果的な習熟度別指導の充実を図った。 ・ 小学校では英語・漢字検定を、中学校では英語・数学・漢字検定を継続して実施し、児童生徒の基礎学力定着と学習意欲向上を図った。 ・ 学習指導要領に基づいた「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、教員への研修機会の提供や授業実践に関する情報共有などを通して、継続的に授業改善を支援した。 ・ 「小学生放課後学習教室」などの学習支援事業を実施し、児童の学習習慣の確立や学力向上を効果的に支援した。 ・ 社会科副読本検討委員会の「わたしたちの檜原村」作成過程における情報提供、資料提供、編集協力などの支援を実施し、地域の実情に合った質の高い教材開発を行った。 ・ 総合的な学習の時間を中心に展開される「ふるさと檜原学習」に対し、地域人材の活用、探究的な学習活動の促進、成果発表の場の設定を行った。	
⑧言語能力、情報活用能力、問題解決能力の育成	・ 国語科を要とした、児童生徒の書く力と言語能力の向上を図るため、振り返り活動に着目した指導支援を継続した。これにより、児童生徒の学びの質を高めるとともに、教員の授業改善を促進できた。 ・ 檜原村子供読書活動推進計画に基づき、読書環境整備を推進した。 ・ 児童生徒によるＩＣＴ端末の活用が、試行錯誤の段階から日常的な利用へと移行することで、学習効果の向上が図られた。 ・ 児童生徒の主体的な学びを深化させるため、探究的な問題解決型学習を充実させるとともに、学習	○

	マップを効果的に活用することで、学びの可視化と自己調整能力の育成が図られた。	
総合評価	・ 檜原村の学力向上に向けた取り組みは、多角的な視点と継続的な改善サイクルが構築されている。学力調査による実態把握に留まらず、その分析結果を基にした授業改善推進プランの策定・実行、そしてその進捗を学校経営や教員の自己申告に連動させる仕組みは、組織的な学力向上への意識を高めることができた。また、「指導と評価の一体化」への注力や、習熟度別指導の推進、検定の活用は、児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導を可能にしている点も評価できる。 ・ I C T機器の日常的な活用への移行や、探究的な学習、学習マップの導入は、主体的な学びと自己調整能力の育成に貢献している点は評価できる。ただし、探究学習や学習マップの活用において、現状では教員が主導する場面が多く見られることがある。 また、放課後学習教室との連携や地域教材の開発、「ふるさと檜原学習」の推進は、地域性を活かした学びの深化と学力向上への意欲を高める好事例となった。言語能力の育成に向けた多様な活動支援や読書環境の整備も、学力基盤の充実に寄与しており、評価できる。	○
今後の方策	・ 学習指導要領の理念に基づき、児童生徒が主体的に学びを深める授業の実現に向け、「指導と評価の一体化」の理解促進を図る。引き続き各学校に対し、具体的な指導・助言を通して、授業改善と学習改善が図られるよう支援する。 ・ 東京都教育委員会の「東京方式習熟度別指導ガイドライ	

	ン」に沿って、児童生徒の習熟度に応じたきめ細やかな指導を推進する。補充的な指導と発展的な指導を効果的に組み合わせることで、全ての児童生徒の資質・能力を着実に向上できるよう、各学校への指導・助言を継続する。 ・ 学力向上に向けた課題解決のため、各学校における授業改善推進プランの作成・活用支援を継続する。その際、プランの内容がより具体的で実践的なものとなるよう次年度は改善を図る。エビデンスに基づいたアセスメントの導入を推奨し、計画倒れに終わらせず、実行状況や具体的な成果・課題を客観的に分析・検証するよう指導・助言を行うことで、教員による授業改善を推進する。 ・ 一人一台端末は、授業の目標達成のための有効な手段であることを改めて共有し、その積極的な活用を促す。デジタルとリアルの活動をバランス良く組み合わせることで、児童生徒の学習意欲を引き出し、深い学びの実現を図る。
--	---

3 取組の方向3「元気な体をつくる檜原の子供の育成（体）」

基本施策	概 要	評価の結果
⑨健康・体力づくりの推進	・ 体力・運動能力及び運動習慣等調査の活用や東京オリンピック・パラリンピックの学びを生かした子供たちのスポーツ志向を引き出し、体力向上へ向けた取組への支援を実施した。 ・ 保健主任会を中心とした小・中学校間の連携による情報共有と、栄養士による体系的な食育指導を推進することで、児童生徒の健康意識の向上と健康的な生活習慣の育成を図った。 ・ 学習指導要領に基づいた「がん教育」を円滑に実施できるよう、教材の提供、人材の紹介、授業計画作成に関する助言などの支援を行った。	○
⑩安全教育の充実及び安全管理	・ 児童生徒の安全対応能力の向上を図る学校安全計画の整備や見直しを行った。	○

の徹底	- 安全管理体制の整備及び教職員の安全対応能力の向上を図る取組を実施した。 - 児童生徒の安全意識を高め、危険を回避する能力を育成できるよう、「セーフティ教室」を実施するとともに、「安全教育プログラム」等を活用した体系的な教育を推進した。	
総合評価	- 体力向上においては、オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かしたスポーツ志向の喚起や、学園マラソン大会を通じた継続的な支援が奏功している。健康面では、小・中学校間の連携による情報共有と栄養士による計画的な食育指導が、児童生徒の健康意識と生活習慣の向上に寄与し、評価できる。 - 学習指導要領に基づく「がん教育」の実施支援は、児童生徒が健康について主体的に考える契機となった。また、学校安全計画の整備や安全管理体制の強化も適切に実施されている。一方で、業務環境への慣れが見られることも事実である。教員が常に高い安全意識を維持し、慣れによる油断を防ぐための継続的な取り組みが、今後の重要な課題として挙げられる。	○
今後の方策	- 総合的な健康づくりとして、医療・保健・栄養の専門家と連携し、食育や生活リズムの啓発を行うとともに、児童生徒が主体的に健康管理できる実践力を育成する。 - 体力向上には、ICT活用による個別最適化教育を推進し、生涯にわたりスポーツを親しむ力を育むため、外部連携も強化する。東京都の体力テストに関するクラウドデータ活用による体力向上も図る。 - 安全教育では、安全学習と安全教育プログラム等を用いた実践的な安全指導を充実させ、危険を早期に除去する安全管理体制を確立する。熱中症対策も徹底する。	

4 取組の方向 4 「義務教育期間を見通した教育の推進」

基本施策	概 要	評 価 の 結 果
⑪小中一貫教育の推進	・ 檜原村小中学校一貫教育推進委員会を中心とした進捗状況の共有と協議を実施した。 ・ 檜原村学校教育支援室との連携による学校教育支援室連絡会通じ、小・中学校間の情報交換と方向性の共有を図った。 ・ 檜原村立小中学校一貫教育基本計画第三期計画の推進と第四期計画へ向けた素案の作成。 ・ 指導交流（教員の校種を超えた指導）の推進。 ・ 授業交流（小学生と中学生の合同授業）の推進。 ・ 合同行事（学園運動会、マラソン大会、郷土芸能鑑賞教室等）の実施。 ・ 子供たちの基本的な生活習慣の確立や規範意識の醸成を図るための関係機関との連携。	◎
総合評価	・ 学校教育支援室連絡会は、月 1 回の定期的な開催を通じ、学校教育支援室長と各学校長が緊密に連携を図り、教育課題への共通理解を深めた。協議においては、小中学校合同研修会や合同研究授業、指導交流の拡充が重点的に議論された。また、檜原村立小中学校一貫教育基本計画第四期計画の方向性についても支援が行われており、次期計画を見据えた着実な歩みが認められる。 ・ 小中学校一貫教育推進委員会においては、現行の第三期計画の進捗状況と改善策が丁寧に確認され、計画内容項目の達成に向けた支援が実施されている。さらに、第四期計画の素案作成に向けた協議も進められており、継続的な一貫教育の発展に向けた基盤が構築されつつある。 ・ 檜原学園の研究報告冊子「檜原学園の教育」がまとめられ、その成果が発信された。これは、学園	◎

	全体の教育実践の可視化を図り、得られた知見を共有することで、教育の質向上に貢献するものである。また、異動者のための引継ぎ資料や研究の成果資料としての活用は、教育活動の深化に寄与するものと評価できる。	
今後の方策	・ 檜原村立小中学校一貫教育基本計画第四期計画の策定にあたっては、第三期計画の成果を継承し、その上で、児童生徒、教員、そして保護者の貴重な意見を丁寧に反映させ、更なる充実と質の向上を目指す。 ・ 檜原村の豊かな自然や文化、歴史を深く理解し、主体的に未来を創造する人材を育成するため、総合的な学習の時間の内容および小・中学校間の系統性について見直しを行う。郷土学習を一層充実させるとともに、地域貢献の視点を含めた持続可能な社会の担い手の育成に向けた取り組みを推進するよう各学校を支援する。 ・ 児童生徒が檜原村の各地区に伝わる郷土芸能を網羅的に観賞できるよう、学園主催の「郷土芸能鑑賞教室」の実施に向けた支援を行う。	

5 取組の方向 5 「教職員研修及び教育環境の充実」

基本施策	概 要	評 価 の 結 果
⑫ 教 職 員 の 資 質・能力の向上	- 多様化する教育課題に対し、学校組織全体で対応力を高めるため、教務主任会、生活指導主任会、研究主任会、保健主任会等を定期的に行い、情報共有や連携強化を図った。 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を活用し、教員の資質・能力の向上を図るため、東京都教職員研修センターや東京都多摩教育事務所などの専門研修会への積極的な参加を促した。結果、最新の知見や指導方法が習得され、各学校の教育活動の一層の充実が図られた。 「檜原村立学校における働き方改革推進プラン」（令和元年6月1日 檜原村教育委員会策定）に基づき、教員の負担軽減と教育の質向上を目指し、スクール・サポート・スタッフの導入をはじめとする学校支援体制の強化を図る。	○
⑬ 特別支援教育 の推進	- 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を中心とした支援体制の構築を図った。 - 専門家チームによる小・中学校への巡回相談を実施し、個別の教育的ニーズに対応するための具体的な助言や支援策を学校に提供することで、特別支援教育の更なる充実が図られた。 - 檜原村教育委員会主催の特別支援教育研修を実施した結果、全教職員の理解が深まり、特別支援教室および固定学級におけるユニバーサル・デザインの視点を取り入れた質の高い取り組みが促進された。 - 特別支援教育担当者連絡会を定期的に行い、各学校における取り組みや課題、最新の情報などを共有することで、村全体の特別支援教育の質の向	◎

	上を図ることができた。 ・ 個別指導計画等に基づき、関係機関との定期的な連絡と情報共有を密に行い、アセスメントで把握した児童生徒の状況を共有することで、一貫性のある効果的な支援を提供できた。	
⑭開かれた学校づくり	・ 学校評価及び学園評価（児童生徒、保護者によるアンケート調査、教職員の自己評価、学校関係者評価）についての指導・助言を行った。 ・ 学校・家庭・地域が一体となった学校運営連絡協議会の充実に向けた支援を行った。 ・ 学校の教育活動の保護者及び地域への公開及び情報発信の強化促進を図った。 ・ 特色ある学校づくり事業として、小学校及び中学校への補助金交付による支援を実施した。 ・ 社会教育係と連携を図った支援を実施した。 ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組への支援を行った。	○
⑮学校施設・設備の整備	・ 学校からの要望や施設の状況を踏まえ、安全で教育活動に支障のない環境を維持するため、計画的に学校施設の修繕・維持管理を実施した。 ・ 教育活動の高度化と効率化を図るため、老朽化した教育機器・機材の計画的な更新整備を実施した。 ・ 情報教育環境の充実と校務効率化を図るため、情報通信機器（ＩＣＴ）の計画的な更新整備を実施した。「ＧＩＧＡスクール構想」に基づき、一人一台端末の効果的な活用を推進するとともに、教員の働き方改革に資する校務支援システムの活用を促進した。	○
総合評価	・ 各主任会等の定期的な開催による情報共有と連携強化は、組織的な課題解決力を高めている。また、東京都の教員資質向上指標に基づいた研修へ	○

	の積極的な参加は、教員の専門性を高め、教育活動の充実へと繋がっていると評価できる。 ・ 教員の負担軽減と教育の質向上を目指した働き方改革推進プランに基づく取り組みは、スクール・サポート・スタッフの導入等、具体的な成果を上げている。 ・ 特別支援教育においては、推進委員会を中心とした支援体制の構築、専門家チームによる巡回相談、教職員研修の実施、関係機関との連携強化など、きめ細やかな支援体制が整備され、ユニバーサル・デザインの視点を取り入れた質の高い取り組みが促進されている。 ・ 学校運営においては、学校評価や学園評価を適切に実施し、その結果を基にした改善への意識を高めている。そして、学校運営連絡協議会の充実や教育活動の積極的な公開、情報発信の強化は、学校・家庭・地域の連携を深め、開かれた学校づくりを推進する上で重要な役割を果たしている。一方で、小中一貫教育の意義や内容について、一部の保護者の皆様への周知が十分でない点は、今後の連携を強化する上で改善すべき課題である。 ・ 教育環境の整備は、学校施設の計画的な修繕・維持管理、I C T環境の整備と活用推進など、教育活動を支える基盤を着実に強化していると言える。しかしながら、より良い環境を求める教員からの意見との間に依然として認識の乖離が存在するため、今後も不断の改善を図っていく必要がある。	
今後の方策	・ 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標の活用」を継続し、研修の目的を明確に共有することで、教員が主体的に研修へ参加するよう支援していく。	

	・ 特別支援教育の推進においては、専門家チームと指導主事による巡回相談、檜原村特別支援教育推進委員会、檜原村特別支援教育担当者連絡会からなる重層的な特別支援教育体制を今後も維持し、その機能を強化していく。 ・ 全ての教員が特別支援教育への深い理解を持つよう、継続的な研修機会を企画・提供していく。 ・ 開かれた学校づくりに向けては、地域社会との連携を強化する取り組みを支援していく。 ・ 学校施設・設備の整備においては、情報化社会に対応した I C T 教育を推進するため、N E X T G I G A 構想を視野に入れ、情報教育担当者連絡会での情報共有を図りながら、日常的な情報通信機器の活用と整備を推進していく。 ・ 校務支援システムを効果的に活用し、教員の業務改善を図り、更なる働き方改革を推進していく。
--	--

6 取組の方向 6 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

基本施策	概 要	評 価 の 結 果
⑩生涯学習の振興	・ 俳句教室については、講師を招き、参加募集を公募で行い、毎月第 3 木曜日に村役場会議室で実施した。計 11 回で、参加者は 59 人であった。 ※8 月は天候不良により中止 ・ 水墨画教室については、参加募集を公募で行い、毎月第 1 月曜日に福祉センターで実施した。計 12 回で、参加者は 47 人であった。 ・ 水彩画教室については、参加募集を公募で行い、毎月第 3 火曜日に福祉センターで開催した。計 12 回で、参加者は 67 人であった。 ・ 村立図書館については、毎週月曜日と第 3 火曜日を休館日とし、年間開館日数 284 日、蔵書冊数 45,819 冊であり、利用者数は 3,189 人であった。また、そのうち 16 ステーションからなる、移動	○

	図書館車を2週間に1巡回させ、その利用者数は1,260人であった。その他の事業として、「ブックスタート」を開催し、5人の新生児に絵本を贈呈した。また「どこでもお話し会」を5回開催し、参加者は22人であった。「保育園・学校との連携」では、保育園を訪問しての読み聞かせを10回、小学1学年から4年生が来館しての読み聞かせを9回実施した。「夏のおばけ話会」は7月10日に開催し参加者は23人であった。「図書館クリスマス会」は12月11日に開催し、参加者は24人であった。 ・ インターネットでの蔵書確認や予約を可能となる図書館システムの入替えを、令和7年4月1日運用開始に向けて行った。	
⑰郷土の文化と 保存の継承	・ 重要文化財小林家住宅公開活用については、毎週火曜日が休館日で、年間入館者数3,733人、モノレール利用者3,185人であった。 ・ 登録有形文化財旧高橋家住宅については、毎週月・火曜日（冬季は月・火・水曜日）が休館日で、入館者数は7,771人であった。 ・ 郷土資料館については、年間開館日数302日、入館者数は3,057人であった。特別展の開催状況は、「夏休み昆虫標本展」を8月1日から8月31日まで、「お祭り写真展」を9月15日から10月14日まで、「檜原村野鳥写真展」を2月6日から3月6日まで、「石塚岩雄写真展」を通年で開催した。 ・ 文化財専門委員会については、会議を第10回、歴史探求を1回、視察研修を日帰りで実施した。 ・ 檜原村史のデジタルデータ化を行い、文字検索による利便性と半永久的な保存性を確保した。	○

⑱スポーツの振興	・ 村民スポーツ教室については、小学校の体育館で5回開催した。 ・ スケート教室については、オリンピック会場であった長野県長野市エムウェーブで2月23日に開催し、小学生7名、中学生1名が参加した。 ・ ジュニアスキー教室については、小学4年生から中学2年生までを対象に長野県白馬村にて、1月4日から6日までの2泊3日で開催した。小・中学生31名が参加し、利島村からは、11名が参加し交流が行われた。 ・ 東京ヒルクライムH I N O H A R Aステージ大会については、スタート地点を払沢の滝バス停付近とし、ゴール地点は檜原都民の森の駐車場で10月6日に実施した。	○
⑲家庭、学校、地域の連携・協力の強化	・ 成人式「二十歳のつどい」については、令和7年1月13日に対象者9名、出席者7名で開催した。対象者がお世話になった保育園および小・中学校の先生方によるビデオレターを作成し、当日会場にて放映した。 ・ 中学生海外派遣事業については、人材育成事業として、夏季休業中に、オーストラリアでのホームステイを実施した。派遣決定者は中学2年生8名と引率者4名で、派遣期間は7月25日から8月6日までの11泊13日で実施した。なお、利島村から中学2年生2名、中学3年生4名と、引率者2名が参加した。また、帰国報告会を10月1日に実施した。 ・ 子ども国際交流音楽祭及び交流コンサートについては、2月7日に檜原小学校でウィーンの演奏者によるコンサートを開催し、小学5年生から中学3年生が鑑賞した。2月11日にはプリモホールゆとろぎで、ウィーンの演奏家との共演や鑑賞	○

	を行うコンサートを開催し、小学生 1 名、中学生 1 名、高校生 1 名が合唱団の一員として参加した。 - 子ども体験塾利島サマースクール（利島交流事業）については、7 月 20 日から 22 日までの 2 泊 3 日で利島村と合同開催した。檜原村から小学 4 年生から 6 年生の 20 名、引率者 8 名が参加した。 - 秋川流域子ども体験塾小中学生駅伝大会については、12 月 14 日に都立秋留台公園陸上競技場を会場に、あきる野市・日の出町・檜原村の合同で開催した。檜原村からは、小学校 5 チーム、中学校 1 チームが参加した。	
総合評価	社会教育事業は、前年度に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことにより、再開した事業を継続して実施できた。	○
今後の方策	昨年度に引き続き、村民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加、他地域との交流ができる機会の充実を図る活動をしていく。また、人口の減少に伴い、檜原村の実態にあった事業を計画する必要がある、見直しを含めて事業を検討していく。	

第5 檜原村教育委員会の令和6年度の活動状況について

1 教育委員会

年月日	件 名	審 議 内 容 等
令和6年 4月25日	教育委員会定例会	① 報告事項等
5月22日	教育委員会定例会	① 令和6年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
6月25日	教育委員会定例会	① 報告事項等
7月23日	教育委員会定例会	① 檜原村立中学校使用教科用図書（令和7年度使用）の採択について
8月27日	教育委員会定例会	① 令和6年度檜原村一般会計補正予算（第2次）の原案中教育に関する部分の意見聴取について ② 檜原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
9月26日	教育委員会定例会	① 檜原村就学相談委員会規則の一部を改正する規則について ② 檜原村立檜原小中学校学校運営連絡協議会規則の一部を改正する規則について ③ 檜原村特別支援教育推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について ④ 檜原村立小中学校一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
10月29日	教育委員会定例会	① 報告事項等
11月26日	教育委員会定例会	① 令和6年度檜原村一般会計補正予算（第4次）の原案中教育に関

		する部分の意見聴取について ② 令和7年度檜原村教育委員会の教育目標について
12月17日	教育委員会定例会	① 報告事項等（書面開催）
令和7年 1月20日	教育委員会定例会	① 報告事項等
2月26日	教育委員会定例会	① 令和6年度檜原村一般会計補正予算（第5次）の原案中教育に関する部分の意見聴取について ② 令和7年度檜原村一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
3月24日	教育委員会定例会	① 檜原村立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置要綱の一部を改正する要綱について ② 檜原村立小中学校児童生徒漢字・数学・英語検定補助金要綱の一部を改正する要綱について ③ 檜原村いじめ問題対策委員会規則について

2 その他の事業

年月日	件 名	審 議 内 容 等
4 月 1 日	檜原村教育管理職辞令伝達式、 教職員着任式 (役場：住民ホール)	教育管理職及び檜原学園長辞令 交付、教職員への辞令交付等
4 月 8 日	檜原小学校入学式 (檜原小学校 体育館)	新入学児童 10 名
4 月 9 日	檜原中学校入学式 (檜原中学校 体育館)	新入学生徒 7 名
4 月 23 日	令和 6 年度使用教科用図書採択 協議会 (第 1 回) (奥多摩町文化会館)	
4 月 24 日	教育施策連絡協議会 (オンライン配信)	
4 月 25 日	檜原学園 P T A 総会 (書面開催)	① 6 年度役員承認・事業計画予 算等
4 月 25 日	西多摩郡教育委員会連絡協議会 定期総会 (奥多摩町福祉会館)	① 5 年度事業・決算報告 ② 6 年度事業計画・予算
5 月 14 日 15 日	全国町村教育長会定期総会 (銀座ブロッサム)	① 5 年度事業・決算報告 ② 6 年度事業計画・予算
5 月 24 日	東京都市町村教育委員会連合会 定期総会 (東京自治会館)	① 5 年度事業・決算報告 ② 6 年度事業計画・予算 ③ 6 年度役員選出
5 月 25 日	檜原学園運動会 (檜原中学校 校庭)	
5 月 31 日	関東甲信越静市町村教育委員会 連合会総会 (茨城県古河市)	① 5 年度事業・決算報告 ② 6 年度事業計画・予算 ③ 6 年度役員選出
6 月 25 日	檜原学園学校訪問 (檜原小・中学校)	

6 月 25 日	学校給食共同調理場視察 (共同調理場)	
6 月 26 日	檜原学園セーフティ教室 (檜原小・中学校)	
7 月 16 日	令和 6 年度使用教科用図書採択 協議会 (第 2 回) (奥多摩町文化会館)	
7 月 20 日 ～22 日	子ども体験塾利島サマースク ール (利島村)	20 名参加
7 月 25 日	中学生海外派遣事業壮行会 (役場 住民ホール)	
7 月 25 日 ～8月6日	中学生海外派遣事業 (オーストラリア)	檜原村 8 名・利島村 6 名参加
7 月 29 日	西多摩地区(檜原村・奥多摩町・ 日の出町・瑞穂町) 小中学校教 員公募説明会 (府中市立府中第一中学校)	
8 月 17 日 8 月 18 日	払沢の滝ふるさと夏まつり (檜原小学校 校庭)	
9 月 26 日	檜原村教育相談室運営協議会 (役 場)	
10 月 6 日	第 12 回東京ヒルクライム HINOHARA ステージ大会	
10 月 8 日	東京都市町村教育委員会連合会 第 1 回研修会 (府中市市民活動支援センター プラッツバルトホール)	
10 月 26 日	道徳授業地区公開講座 (檜原小・中学校)	

10 月 26 日	地域芸能鑑賞会 (檜原小学校)	上元郷囃子保存会
10 月 29 日	檜原村総合教育会議 (役 場)	
10 月 30 日	東京都市町村教育委員会連合会 第 1 ブロック研修会 (あきる野市中央公民館)	
11 月 6 日	教員公募面接選考 (東京都立川合同庁舎)	
11 月 8 日	小学校連合音楽会 (秋川キララホール)	日の出町・檜原村・奥多摩町の各 小学校が参加
11 月 30 日	檜原小・中学校合同マラソン大 会 (都道)	
12 月 14 日	秋流子ども体験塾小中学生駅伝 大会 (都立秋留台公園)	(駅伝) 小学校 5 チーム・中学校 1 チーム参加 (ロードレース) 小学生 3 名、中 学生 4 名参加
12 月 17 日	教育委員会管外視察	T G G 立川グリーンズ スプリング ス
令和 7 年 1 月 4 日 ～ 6 日	ジュニアスキー教室 (長野県白馬村)	檜原村 31 名・利島村 11 名参加
1 月 13 日	檜原村成人式「二十歳のつどい」 (役場 住民ホール)	対象者 9 名、出席者 7 名
1 月 20 日	檜原村育英資金貸付審査会 (役 場)	
1 月 20 日	檜原村教育相談室運営協議会 (役 場)	
1 月 20 日	学校給食共同調理場視察 (共同調理場)	
1 月 25 日	スケート教室 (長野県長野市エムウェーブ)	8 名参加

2月 1日	檜原小学校学習発表会 (檜原小学校)	
2月 7日	子ども国際交流音楽祭交流コンサート (檜原小学校)	ウィーンの演奏者による演奏後、 児童生徒と即興合唱
2月 11日	子ども国際交流音楽祭交流コンサート (プリモホールゆとろぎ)	昭島市・羽村市・奥多摩町・檜原村が参加 (4市町村で合唱を共演)
2月 18日	西多摩郡教育委員会連絡協議会 視察研修 ((株) IHI 瑞穂工場、瑞穂町役場)	
2月 26日	檜原村学習支援教室運営委員会 (役 場)	
2月 28日	東京都市町村教育委員会連合会 第2回研修会 (東京自治会館)	
3月 8日	檜原中学校学習発表会 (檜原中学校)	
3月 19日	檜原中学校卒業式 (檜原中学校 体育館)	卒業生 14 名
3月 24日	檜原小学校卒業式 (檜原小学校 体育館)	卒業生 6 名
3月 24日	檜原村育英資金貸付審査会 (役 場)	